

# 三次・庄原地域合同 集落営農研修会

「やって良かった！」と実感できる集落営農と一緒に考えてみませんか。  
多数のご参加をお待ちしております。

日時：平成25年7月12日（金）13：30～16：30

場所：吉舎生涯学習センター（三次市吉舎支所となり）

三次市吉舎町吉舎718-1，TEL：0824-43-7272

## 第1部 基調講演

### 『やってよかった集落営農』

ホンネで語る実践20年のノウハウ

講師：滋賀県 サンファーム法養寺代表理事 上田栄一さん



## 第2部 パネルトーク

### 『人や世代をつなぐ集落営農』

「やって良かった！」と実感できる集落営農を目指して



申込みはウラ面の用紙で

7/1（月）締切ります。

駐車スペースに限りがありますので、  
なるべく乗り合わせ  
でおこしてください。

# 参加申込書

地域または所属集団名	参加者氏名

## 直接提出する場合

- 三次市産業部農政課  
又は各支所地域づくり係
- JA三次営農センター  
又はJA三次各支店
- JA庄原上下営農センター

※上記のいずれかまで提出ください

## FAXで申し込む場合

- 三次市産業部農政課  
FAX:0824-64-0172
- JA三次営農センター  
FAX:0824-66-3868
- JA庄原上下営農センター  
FAX:0847-62-3211

※上記のいずれかまで提出ください



# 講演者 上田栄一さんの著作紹介

先祖伝来の水田を維持し、集落のみんなで前向きな農業に発展させるには？

20年を超える集落営農の実践をもとに、その経緯や方法論を具体的に示します。



まえがき より

前著『みんなで楽しく集落営農』を出版して19年が経過し、多くの人に読んでいただきました。

私の住む集落、滋賀県犬上郡甲良町法養寺に視察に来ていただいたり、全国に講演に出向いたりした回数は、合計で1,000回を超えたのではないかと思います。これは決して自慢話ではなく、日本中で「我が家の農業を維持するのに困っている農家」がいかにたくさんあるのかということなのです。

もはや「零細農家の個人完結農業の時代は限界を超えてしまった」のです。

集落営農を実践して21年が経過しました。この間、法養寺の農家は個人で農業機械を買うことはありませんでしたし、重労働にかり出されることもありませんでした。我が家で農機具を維持管理することも格納する必要もありませんでした。法人化してからは水田の全面受託も引き受け、集落のすべての水田では稲作か集団転作の小麦や大豆が栽培され遊休農地は全くありません。家庭の事情で農業ができなくなっても何の心配もありません。本当に「集落営農をやって良かった」というのが実感です。

(中略)

滋賀、富山、島根など集落営農が進んでいる県がある反面、まだまだこれからという県がほとんどです。園芸や果樹などの専業農家地域でも基本的に水田がありますが、せっかく稼いだ農業収入を稲作の機械に投入していたのでは、決して「強い農業」につなげることはできません。私は、日本全国どこでも集落営農を実現しなければ、将来の農業はあり得ないと思っています。ほとんどの農家は「このままではいけない、何とかしなければ」と思っているのですが、かといって集落内の合意形成は容易には進みません。その理由は、現在個々が所有する機械をどうするのか、大金を要する初期投資をどうするのか、はたして経営はうまくいくのか、など不確定な要素が多すぎるからなのです。

(中略)

「集落営農を実践して本当に良かった！」と思っていますが、ぜひ多くの皆さんにも体験していただきたいのです。そして単なる「先祖伝来の水田の維持管理」に留まらず、集落のみんなの前向きで楽しい農業へと発展させることです。併せて「明るく住みやすい村づくり」にもつなげ、若い人が喜んで村に居つき、進んで農業に参画してもらうことが集落営農の本当の目的だと思います。



## 1 集落営農とは？

- 1-1 少人数で集落の農地を維持管理するしくみづくり
- 1-2 個人完結の農業はもう限界を超えている
- 1-3 農業の合理化だけが目標ではない
- 1-4 明るく住みやすい村づくり
- 1-5 若い人が中心になって検討しよう
- 1-6 先進地研修に行ってみよう
- 1-7 困っていることを全員で確認しよう
- 1-8 集落営農をやるべきか、やらざるべきか
- 1-9 そもそも零細な水田農業は農業経営？
- 1-10 集落営農は経営体か？

## 2 大きく変化した農村の現状

- 2-1 高齢化社会にこそ集落営農が必要
- 2-2 不便な田舎の暮らし
- 2-3 儲からない農業でも集落は人材の宝庫
- 2-4 困難を極める獣害対策も集落営農から
- 2-5 農地の圃場整備はやはり必要
- 2-6 専業農家地帯こそ集落営農を
- 2-7 転作でも確実に儲けにつなげよう

## 3 法養寺営農組合の場合

- 3-1 農業組合から営農組合へ
- 3-2 発足当初に所有していた機械
- 3-3 積立金で次回の機械更新を
- 3-4 法養寺方式の特徴
- 3-5 機械の更新を見据えた長期計画

## 4 集落営農のメリット

- 4-1 具体的なメリット6項目

## 5 集落営農設立のポイント

- 5-1 組織設立までのポイント
- 5-2 設立当初のポイント
- 5-3 絶対に個人所有機械の更新はさせない
- 5-4 集落営農リーダーの役割
- 5-5 発足当初の施設機械導入の考え方
- 5-6 指導機関への注文

## 6 集落営農試案の作成様式

- 6-1 集落営農試案様式を使ってみよう
- 6-2 入力の方法
- 6-3 入力に当たっての注意点
- 6-4 最初から広範な取り組みをしないこと
- 6-5 集落営農と認定農業者の関係

## 7 農事組合法人サンファーム法養寺への発展

- 7-1 法人化する理由
- 7-2 法人化の方法
- 7-3 集落営農や法人化のメリットは？
- 7-4 法人化後の経営展開
- 7-5 法人化して何が良かったのか？
- 7-6 任意組合と法人はどう違うか？
- 7-7 集落営農が施設園芸を付加した特徴と注意点

## 8 甲良集落営農連合協同組合の設立

- 8-1 なぜ協同組合の設立なのか
- 8-2 特徴ある米生産の追求
- 8-3 販路の検討
- 8-4 栽培方式の統一
- 8-5 協同組合という法人にしたのは
- 8-6 バイオ炭の効果
- 8-7 さあ集落営農を始めよう！